事務連絡

令和４年９月１５日

事　業　主　　様

事務担当者　　様

神戸機械金属健康保険組合

**各種給付金の公金受取口座の利用について**

日頃より当組合の事業運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、現在、療養費、傷病手当金などの保険給付金の受取口座は、その都度具体的な金融機関名、口座番号、口座名義等を申請書に記入いただいているところです。

令和４年１０月から、新たに、予め登録している公金受取口座※をお持ちの場合には、申請書の公金受取口座欄にチェックマークを入れて頂くことで口座情報の記載を省略できることといたします。これに伴い、公金受取口座欄を追加した各種給付金の申請書を１０月１日以降掲載いたします。

　なお、「公金受取口座情報を登録・変更・抹消を行った場合、預貯金口座の実在性の確認等が行われるため、登録した情報等の反映までには数日程度を要することがあり、変更前の口座に給付される場合があります。

|  |
| --- |
| ※公金受取口座とは  国民の皆さまが金融機関にお持ちの預貯金口座について、一人一口座、給付金等の受取のための口座として、国（デジタル庁）に任意で登録していただく制度です。預貯金口座の情報をマイナンバーとともに事前に国（デジタル庁）に登録しておくことにより、緊急時の給付金等の申請において、申請書への口座情報の記載や通帳の写し等の添付、行政機関における口座情報の確認作業等が不要になります。口座情報は、緊急時の給付金のほか、健康保険の給付金、年金、児童手当、所得税の還付金等、幅広い給付金等の支給事務に利用することができます。この登録される口座を、公的給付支給等口座（以下、「公金受取口座」）と言います。詳しくは、下記デジタル庁ホームページをご覧ください。  https://www.digital.go.jp/policies/account\_registration/ |

（申請書のひな型）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 公金受取口座 | □マイナポータル等で事前登録した公金受取口座を利用します。  （利用する場合のみ☑、利用しない場合下記金融機関名を記入） | | | | | | | | | | |
| 払渡希望  金融機関名 | 銀　　行  信用金庫 | | | | | | | | | | 支店 |
| 口座番号 | 1普通預金  2当座預金 | № |  |  |  |  |  |  |  | 口座名義 | ﾌﾘｶﾞﾅ |
|  |